

船舶事故調査報告書

平成28年3月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年10月30日 04時45分ごろ
発生場所	大阪府泉佐野市佐野漁港（阪南港第3区） 阪南港泉佐野沖防波堤北灯台から真方位160° 210m付近 （概位 北緯34° 26.0′ 東経135° 19.1′）
事故の概要	漁船弘栄丸は、南進中、また、プレジャーボートとんぼⅢは、流し釣りをを行いながら北西進中、両船が衝突した。 弘栄丸は、船底に、また、とんぼⅢは、右舷船首部の外板等に損傷を生じた。
事故調査の経過	平成27年11月10日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 弘栄丸、1.9トン OS3-5314（漁船登録番号）、個人所有 第250-43112号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート とんぼⅢ、5トン未満（長さ6.33m） 252-17003大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船底全般に擦過傷 B 右舷船首部の外板及びブルワーク、船首甲板に破損、凹損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風速 約3m/s 海象：波高 約0.5m、波向 南、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A船は、法定灯火を表示し、佐野漁港内の泉佐野沖防波堤東方沖を南進していた。 船長Aは、離岸してA船の方に向かって来る漁船を左舷方に認め、船びき網漁を行う漁船が出航する頃だと思っていたところ、衝撃を感じた。 B船は、白色全周灯及び両色灯を表示し、約3ノットの対地速力で北西進しながら、流し釣りを行っていた。 船長Bは、右舷中央部で立って釣りをを行い、船首方の泉佐野沖防波堤への接近状況を気にしたり、海面の釣り糸を見たりしていたところ、ふと顔を上げた際、B船に向かって来るA船を至近に認めたものの、機関操縦レバーを操作する余裕もなく、A船の船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。

分析	<p>A船は、船長Aが、左舷方の漁船に注意を向け、前路の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、防波堤への接近状況及び釣りに意識を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、A船に気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船の船長A及びB船の船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 遠方から自船に向けて航行して来る船舶のみに気を取られず、目前にも目を配ること。・ 航行する船舶が存在することを念頭に置き、常に周囲の見張りを行うこと。